

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 27 年 6 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 27 年 6 月 10 日午後 3 時 14 分
閉 会	平成 27 年 6 月 10 日午後 4 時 00 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 宮 下 勇 樹 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 生涯学習課長代理兼青少年対策室長 : 石 田 俊 彦 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 教育総務課総務係主事 : 前 川 恭 徳

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 平成 28 年度使用教科用図書採択に係る高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

教育指導課長	本議案は、平成28年度から中学校で使用する教科用図書の採択について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し諮問することを承認いただくものである。 平成27年4月7日付文部科学省通知、「平成28年度使用教科書の採択について」に基づき大阪府教育委員会が策定した平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項の2の2教科用図書選定委員会運営要領に基づき、教科用図書の調査及び研究について選定委員会に諮問するものである。運営要領には、1市1採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会を設置すること。教科用図書選定委員会は、教育委員会の諮問により、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申することとなっているので、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、諮問することを承認いただきたい。
採決	可決

- ・ 議案第 2 号 平成 27 年度高石市学校評議員の委嘱について

教育指導課長	本議案は、高石市立小学校及び中学校の管理運営規則第3条の4第3
--------	---------------------------------

	<p>項の規定に基づき、候補者名簿のとおり学校評議員を委嘱することを承認いただくものである。</p> <p>高石市学校評議員実施要項において、小学校及び中学校に学校評議員を置き学校運営の透明性を高めるとともに、学校が保護者、地域住民等の意向を把握し、その信頼にこたえ、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的として、校長の推薦により教育委員会が委嘱している。このたび、各小学校及び中学校の校長より推薦者名簿が提出されているので、承認いただきたい。</p> <p>なお、任期については、委嘱された日からその日の属する会計年度の末日までとなっている。</p>
西中委員長 職務代理者	<p>評議員の数で、前回一番少ないところで3名のところがあったので、今回かなり増員されているのが非常にありがたいと思っている。</p> <p>東羽衣小学校が10名で、それ以外が大体5名ないし6名である。全学校が10名というわけにはいかないだろうが、開かれた学校づくりという趣旨から言えば、できるだけ地域の方の意見を聴取するという意味で、将来的にも増員の方向で検討していただけたらありがたい。</p>
教育指導課長	<p>西中委員から昨年度の6月定例会において3名では少な過ぎるという意見をいただいた。その中で、強く校長を指導するようという指示もいただいた上で、今年度当初の校長会やそれ以前からも評議員の人数をふやす努力をするように指導してきた。定員が10名であるので、これからも引き続きできる限り多くの地域の方々のご意見を頂戴できるように、指導を続けていきたいと考えている。</p>
採決	可決

教育長の報告の要旨

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>本報告については、市長が高石市議会に上程する議案を作成するに当たり、教育に関する議案、歳入歳出予算案等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会への意見聴取があったが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を開き、議決を得る時間的余裕がないことが明らかなことから、やむを得ず、高石市教育委員会通則の規定に基づき、異議がないものとして教育長がこの事務を臨時に代理したので、規定に基づき報告するものである。</p> <p>意見聴取の内容について、まず、高石市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について説明する。</p> <p>これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、公立幼稚園が子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付を受ける施設となる。公立幼稚園の保育料については、地方自治法に基づき使用料としての徴収根拠を条例に定める必要があるため、今回の条例改正において、内閣総理大臣が定める基準により算出した費用、つまり公定価格の額の範囲の中で公立幼稚園の保育料、利用者負担額を定めるものとなっている。新制度では、各世帯の市民税所得割課税額により階層区分を設け、階層に応じた保育料となる。現在、国が示している利用者負担額の上限の基準については、生活保護世帯が0円、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯は3,000円、市民税所得割課税額7万7,100円以下が1万6,100円、同じく市民税所得割課税額21万1,200円以下が2万500円、同じく市民税所得割課税額21万1,201円以上が2万5,700円となっている。本市の幼稚園の利用者負担額の設定については、この国が定める</p>
--------	--

	<p>基準を限度として、幼稚園や保育所とのバランスなどを考慮して定めるものとなっているので、現行の幼稚園の保育料や公立・私立間のバランス、また近隣市の状況等も考慮しながらそれぞれの階層ごとに定める基準の7割程度の範囲内で検討している。また、28年度の保育料についても、緩和措置が必要であると考えている。</p> <p>次に、図書館の条例の案件については、図書館長が説明する。</p>
<p>図書館長</p>	<p>高石市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであるが、市立図書館に指定管理者制度を平成28年4月から導入するための改正である。指定管理者制度導入についての説明に先立ち、図書館の概要について図書館年報に沿って説明させていただく。</p> <p>まず、図書館の沿革としては、平成15年3月に図書館本館はアプラ高石に新設移転した。合わせて、旧図書館も図書館郷土資料室としている。平成17年7月から祝日・休日を開館している。平成21年4月には、図書館郷土資料室を本館内に移転している。平成23年4月から、祝日・休日の振りかえ休館日を廃止し、開館日をふやしている。また、平成25年4月からは、泉北地区4市1町図書館の相互貸し出しを開始している。このように、これまで利用者サービスの向上に努めてきたところである。</p> <p>施設の概要として、本館は、アプラ高石の4階に、分館は複合コミュニティセンターの1階にある。各館の状況は、下の案内のとおりである。</p> <p>分館は複合施設の一部となっているが、正面入り口右の階段前にバリアを設置し、多目的ホールに施錠すると完全に分館のみ分離して開館することができる配置となっている。</p> <p>続いて、図書館費決算額及び予算（人件費を除く）として、図書館費総額は、3,500万円弱で推移している。うち、図書購入費は1,200万円弱、雑誌などを含む資料購入総額で1,300万円強となっている。</p> <p>次に、図書館事業であるが、こちらは、分類別の蔵書の構成比である。中央右側、右寄りに文学とあるが、こちらは主に小説で、構成比が38.20%となっており、非常に大きな割合となっている。</p> <p>購入配架している新聞・雑誌について、新聞は、大手5紙と朝日小学生新聞、雑誌は児童を8種類、一般80種類を購入配架している。</p> <p>次に、本館・分館の貸し出し状況について、図書館貸し出し状況の推移は、11年度からの推移を掲載している。平成15年度に、本館は現在地に移転している。平成15年度以降が現在の本館になってからの実績になる。平成23年4月から祝日・休日の振りかえ休館日を廃止したり、平成25年4月から泉北地区4市1町図書館の相互貸し出しを開始して、利用者サービスの向上に努めてきたところであるが、貸し出し者数、貸し出し冊数とも伸び悩んでいる状況である。</p> <p>続いて、年齢別・性別利用者数としては、年齢別で12歳までと30歳から49歳まで、また60歳以上の方の利用の割合が高くなっている。</p> <p>図書館の概要についての説明は以上である。</p> <p>次に、指定管理者制度導入について説明する。</p> <p>アプラ高石4階の高石市立図書館、高石市立図書館郷土資料室、複合コミュニティセンター1階の高石市立図書館分館は、教育委員会において管理運営を行っているところである。その設置目的である図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することはもとより、本館、分館とも複合施設であることなどにも十分配慮した上で、今後もさらなるサービス向上、コストの削減を図りつつ、図書館としての役割を</p>

	<p>果たしていく必要がある。</p> <p>平成15年3月に現在のアプラ高石に移転新設してから平成17年7月には祝・休日開館の実施、平成23年4月から祝・休日の振りかえ休館日を廃止し、開館日数の増加を図ってきた。また、平成23年8月からは、インターネットによる予約受け付けを開始し、平成25年4月からは、堺市、和泉市、泉大津市、忠岡町と4市1町間での相互利用を開始するなど、サービス向上に努めてきたが、利用者数、貸し出し冊数は頭打ちの状況となっている。そのような中、図書館としては、第5次高石市財政健全化計画案の事務事業の見直しの中で、施設の統廃合、民営化、アウトソーシング推進が掲げられており、これまで検討を進めてきたところである。図書館の開館日数の増加や利用者のレファレンスへの対応の充実など、なお一層の利用者サービスの向上のため、民間事業者の有するノウハウを活用することがより効果的に図書館の設置目的を達成できるものと考え、平成28年4月から指定管理者制度を導入したいと考えているものである。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>続いて、専決処分について概要を説明させていただく。</p> <p>まず、本市の文化・スポーツ国際交流振興基金で平成26年度末に基金の利息があったので、その利息分を基金に積み立てるための補正をしている。</p> <p>次に、平成27年度の一般会計補正予算の中で主なものとして、認定こども園の施設整備費補助金があるが、これは、加茂保育園が平成28年4月から認定こども園に移行するため、幼稚園部分の整備に係る当該法人に対する整備費補助金を計上している。</p> <p>次に、ただいま図書館長から説明があった図書館の指定管理者制度の導入に際して、選定委員の報酬と費用弁償を計上している。</p> <p>次に、西中委員の再任の議案がある。西中委員の任期が27年6月17日に満了を迎えるので、今般、議会に同意を求めるためのものである。任期については、平成27年6月18日から31年6月17日までの4年間となっている。</p> <p>最後に、26年度の一般会計の予算における繰越明許費である。</p> <p>教育費については2点ある。1点目は教育指導課関係になるが、高石っ子学びんぐティーチャー事業。予算については、645万5,000円となっている。学びんぐティーチャーについては、4月から配置済みとなっている。</p> <p>次に、教育総務課関係になるが、学校ICT環境整備事業700万円となっている。これは、小学校にタブレット端末機を購入して、調べ学習等の授業で使用するものである。6月末に各学校に配付予定となっている。</p>
<p>西中委員長 職務代理者</p>	<p>幼稚園条例の改正について、新旧を比べたら旧は保育料月額を徴収するとなっているが、新は、保育料を納付しなければならないとなっている。これは国が決める基準に従って納付しなければならないという法律の文言である。「徴収する」が、「納付しなければならない」となっているが、条例としてこれでいいのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>この条例の公立幼稚園の保育料については、公債権の使用料ということで、地方自治法に規定があるが、その使用料としての徴収根拠を、新たな条例で定める必要があるので、その上限あるいは範囲等を規定している。そのために、条例において、内閣総理大臣が定める基準より算定した費用の額の範囲内、いわゆる内閣総理大臣が定める公定価格を保育料の上限とするという規定になっている。</p> <p>実際の所得に応じた利用者負担の納付額については、規則で定めると</p>

	なっている。
西中委員長 職務代理者	「納付しなければならない」というのは、支援法の法律の文言で、費用の額の範囲内の保育料を「徴収する」となると思う。 国の子育て支援法の条文を受けて、市としては市立幼稚園条例において保育料をどう徴収するかという第4条にするほうがいいと思う。
藤原教育長	規則で徴収について規定していく。
西中委員長 職務代理者	少し検討してもらったらいと思う。
教育総務課長	法制も含めて、また確認する。
西村委員	図書館を指定管理者に管理させるということだが、やはり一番の目的は図書館の魅力を高めるところにあると思う。先ほども民間のノウハウを活用するということがあったが、例えば民間のノウハウはどんなノウハウがあって、どんな魅力を高める可能性があるのかということをも、もし調査等されていけば教えていただきたい。
西中委員長 職務代理者	それに関連して、先ほどの説明で、4市1町で相互利用、いわゆるリファレンスサービスを現在しているということだった。それが、例えば民間に委託したときに、レファレンスサービス、相互利用はできるのかどうかも聞きたい。
図書館長	まず、先の指定管理者の提案という部分であったが、こちらは、指定管理をする業者、応募される提案内容にもよるところではあるが、例えば、スペースを有効活用してのカフェコーナーの設置であるとか、読書ポイント制度の導入であるとか、さまざまな提案が期待できると考えている。 次に、4市1町の相互利用の件であるが、指定管理に移行した後も全く同じ形で運用していくものと考えている。
西中委員長 職務代理者	4市1町は、指定管理の制度をとっているのか。
図書館長	既に和泉市は平成23年度から指定管理を導入している。ほかの2市1町は、現在直営でしている。
西村委員	現在、和泉市のケースで、指定管理になってからどうなったとか、よくなったとか、もしそういう評判など聞いていたら、教えていただきたい。
図書館長	移行後の評価としては、開館日の増であるとか、窓口接遇のこと、また調べコンクールなどの各種事業の拡充といったことなど、サービス向上という点では、そういう声を利用者からいただいていると聞いている。
西中委員長 職務代理者	資料とか図書の購入費は、本を買ったり、資料を買う時に必要となる。これを節減するということは、それだけ資料とか購入図書を少なくするということになるので、業務委託や指定管理の場合は、要するに人件費の節減が目標になるが、現在勤めている職員の処遇はどうなるか。
図書館長	現在正職員が5名、再任用職員が4名、非常勤嘱託職員が4名という形で本館は運営をしている。分館は複合施設であるので、図書館に配属されているのは正職員が2名である。この中で、正職員・再任用職員については、新たな部署に配属となってくると思う。非常勤嘱託については、引き続き雇用の希望がある方については、指定管理者の指定を受けた受託事業者が行う募集や、そういうことに応募ができるように働きかけていくことであるとか、可能な範囲で市として対応していきたいと考えている。
吉村委員	最初の年報の説明で、開館時間がふえているのに貸し出し本数は余りふえていないということだった。それは昨今の電子図書の進歩でどうし

	<p>ても下がるのはわかるが、開館日数がふえれば利用者数はふえないといけないと思う。年度別の比較は出なかったが、もし実際にふえてないということになれば、魅力がないのか、広報活動、周知が徹底されないということが大きいと思うので、開館日数をふやす限りは、利用してもらわないと意味がないと思う。</p> <p>そして、この年齢別の利用者を見ても、ちょうど中学校や高校の受験年齢が少ない。図書館と言えは受験のために勉強で使うとかいう土日の利用も多いと思うが、学校に対して、もし指定管理者となった場合は、そういうところへも力を入れていただくように、ぜひ要望していただきたい。</p>
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について

教育指導課長	<p>今年度、中学校において平成28年度より使用される教科用図書の採択業務を行うに当たり、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、名簿のとおり6名の方へ選定委員会委員の任命並びに委嘱をするが、業務遂行上、選定委員会委員の任命等を早期に行う必要が生じたために、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長に臨時に代理いただき、6月定例会での報告となった次第である。任命並びに委嘱日については、平成27年5月29日である。任期については、委嘱された日から1年間となっている。</p>
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成27年5月13日から6月9日までの行事について説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

各委員	意見なし。
佐野委員長	これで閉会とする。